

大学の教職課程の認定制度について

1. 課程認定制度の概要

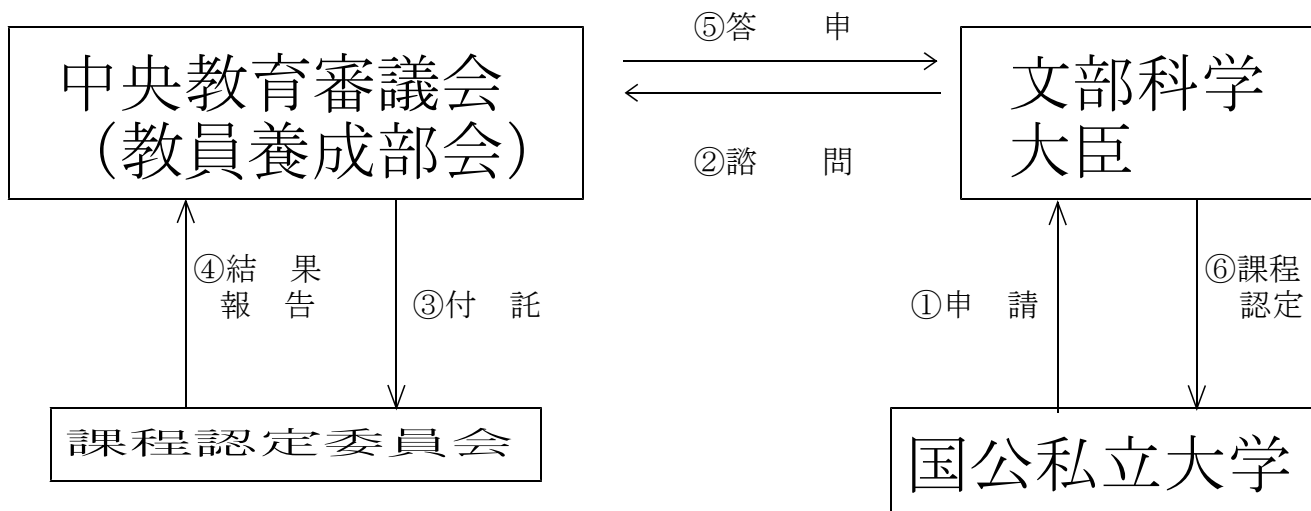
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科に関する科目」「教職に関する科目」等の科目区分に従い、所定の単位を修得する必要がある。

○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。	8	4 1	3 4
一種免許状	学士の学位を有すること。	8	4 1	1 0
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	3 1	2

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第1備考第5号）。

文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。



2. 課程認定の審査

(1) 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、教員養成部会決定である「教職課程認定審査基準」等によって行っている。

(2) 主な審査事項

- ① 学科等と免許状との関係… 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係
- ② 教育課程… 教育職員免許法施行規則に定める科目の全ての分野について開設されていること
- ③ 教員組織… 必要な教員数が確保されていること。
教員が教職科目を担当するために十分な能力を有する者であること。
- ④ 施設、設備… 必要な施設、設備、図書等が十分に備えつけられていること。
- ⑤ 教育実習校… 学生数に応じ適当な規模の教育実習校が確保されていること。

3. 課程認定大学等数及び免許状取得状況

(1) 課程認定大学等数（平成20年5月1日現在）

区 分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	全体に占める割合
大 学	729校	582校	79.8%
大学院	597校	423校	70.9%
大学専攻科	67校	52校	77.6%
短期大学	385校	277校	71.9%
短期大学専攻科	151校	31校	20.5%

(2) 免許状の種類別の取得状況（平成19年度課程認定大学卒業者）

種類	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	養護教諭	栄養教諭	合計
専修	1,180	4,291	6,110	327	245	45	8	12,206
一種	14,429	44,585	64,687	2,552	9,833	2,186	611	138,883
二種	2,149	2,588	—	327	33,017	725	1,270	40,076
合計	17,758	51,464	70,797	3,206	43,095	2,956	1,889	191,165

(注) 指定教員養成機関の卒業者を含む。